

函館市監査公表第16号

函館市長から、行政監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和5年9月26日

函館市監査委員 小野 浩

函館市監査委員 本間 裕 邦

函館市監査委員 浜野 幸 子

函館市監査委員 斉藤 佐知子

函 財 管
令和 5 年(2023 年)9 月 13 日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函 館 市 長 大 泉 潤

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により，次のとおり通知します。

部 局 名	財務部		
監 査 の 種 類	定期監査・財政援助団体等監査・ その他（行政監査）		
監査等実施期間	令和 4 年 8 月 31 日～令和 5 年 3 月 27 日	提出日	令和 5 年 6 月 5 日
監 査 項 目 等	歳入歳出外現金の取扱いについて		
区 分	勧告事項，指摘事項， 意見		
<p>イ 受入れて 5 年を超える残高について</p> <p>会計規則第 82 条においては，「歳入歳出外現金は，これを受入れた日から 5 年を経過した場合は，特に指定するものを除き歳入に受入れなければならない。」と規定されている。</p> <p>しかし，受入れた日から 5 年を経過した歳入歳出外現金について，当該現金を特に指定したとする手続が確認できなかったことから，改めて指定する手続を執られたい。</p>			
措置内容，対応・考え方			
<p>当該現金（所管分：入札保証金および契約保証金）については，財務部財政課において取扱いを整理し，指定の手続きを執ったところであります。</p>			